

令和7年12月17日

更生債権者 各位

更生会社株式会社エヌシーガイドショップ
管財人 田中 信一郎

一般更生債権に対する弁済に関するQA

現在、株式会社エヌシーガイドショップ（以下「弊社」といいます。）において、令和7年12月12日付で認可された更生計画に基づき、一般更生債権に対する弁済に向けた準備を進めております。一般更生債権に対する弁済は、皆様よりご返送頂きました「振込先指定書」記載の指定口座にお振込みさせていただきますので、「振込先指定書」未提出の方におかれましては、速やかにご提出くださいますようお願い申し上げます。「振込先指定書」を令和8年1月20日までにご返送された方におかれましては、令和8年1月末を目途に一般更生債権の弁済を実施させていただく予定です。

以下、想定される質問に対する回答を作成いたしましたので、ご確認いただきたく存じます。

1. 一般更生債権の弁済についてのご質問と回答

Q01 一般更生債権の弁済日は、具体的にいつ頃になるのか。

A01 「振込先指定書」を令和8年1月20日までにご返送された方におかれましては、令和8年1月末を目途にお支払いすることを予定しています。

Q02 「振込先指定書」を返送していないが、まだ間に合うか。

A02 未提出の方におかれましては、別途「返送要請書面」を発送しておりますので、同封の「振込先指定書」に指定口座を記載の上、下記宛に速やかにご提出ください。

記

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目21-19 東急虎ノ門ビル7階

桜川協和法律事務所

更生会社株式会社エヌシーガイドショップ

法律家アドバイザー 弁護士 縣 俊介

東京地方裁判所令和六年（ミ）第13号

事件書類受領事務担当 行

Q03 そもそも投票をしていないが、「振込先指定書」を返送しなければならないか。

A03 本件は、令和7年12月12日付で更生計画案が認可されております。そのため、一般更生債権の弁済は、反対票を投じられた方や、無投票、白紙投票などの方に対しても、一律になされるものですので、「振込先指定書」のご返送をお願いいたします。

Q04 追加弁済がある場合、どのようになされるのか。

A04 今後追加弁済を実施する場合、弊社ホームページ (<https://www.nccard.co.jp/>) にてその旨を掲載いたします。追加弁済は、振込先指定書にてご指定された口座へお

振り込みさせていただきます。

2. 相続が生じた場合等についてのご質問と回答

Q05 債権者本人が亡くなっていたため、相続関係の疎明がされるまでは決議に参加することができないとして、議決票が同封されていなかった。弁済を受領することはできないのか。

A05 弁済実施の時期までに、相続関係を疎明する書類を提出していただければ、弁済を受けられます。なお、「振込先指定書」を未提出の方におかれましては、令和8年1月20日までに「振込先指定書」をご返送ください（送付先はQA02をご参照ください）。

A06 相続関係を疎明する書類として何を提出すればよいか。

Q06 ご本人が亡くなられた場合については、相続人の方が弁済を受領することになりますが、①遺産分割協議などにより単独の相続人が決まっている場合と、②まだ遺産分割が済んでいない場合とで、提出すべき書類が違ってきます。

① 遺産分割や遺言により単独の相続人が決まっている場合

◎遺産分割協議による場合、次の書類を提出してください。

- ・亡くなられたご本人が出生してから亡くなるまでのすべての戸籍（または除籍・改製原戸籍）謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本（なお、現在の戸籍謄本だけでは相続関係が明らかにならない場合、さらに以前の戸籍謄本などの提出が必要になる場合があります。）
- ・遺産分割協議書の写し
- ・遺産分割協議書に捺印したすべての相続人の印鑑登録証明書

◎遺言書による相続の場合には、次の書類を提出してください。

- ・亡くなられたご本人の除籍謄本
- ・議決権を行使する相続人の戸籍謄本
- ・家庭裁判所で遺言書を検認した旨の証明がある遺言書（または公正証書による遺言書）の写し

② 遺産分割がまだ済んでいない場合には、次の書類を作成・提出してください。

- ・亡くなられたご本人が出生してから亡くなるまでのすべての戸籍（または除籍・

改製原戸籍) 謄本

- ・相続人全員の戸籍謄本（なお、現在の戸籍謄本だけでは相続関係が明らかにならない場合、さらに以前の戸籍謄本などの提出が必要になる場合があります。）
- ・（◎相続人が複数の場合）相続人目録
議決権を行使する相続人代表者をお決め頂き、すべての相続人がそれぞれ自分の住所・氏名・電話番号等を記入し、捺印した「相続人目録」を作成してください。また、「相続人目録」上部に「以下の相続人全員の代表者を●●●●とする」と記入してください。

Q07 法務局が発行した登記官の認証付き法定相続情報を取得している。一覧図は被相続人・相続人の戸籍謄本の代わりになるか。

A07 法定相続情報一覧図は被相続人・相続人の戸籍謄本の代わりになります。

相続人が複数いらっしゃる場合は、相続人代表を決めていただき法定相続情報一覧図と相続人目録を法律家アドバイザー弁護士縣俊介宛までご郵送下さい（送付先はQA02参照）。

Q08 戸籍謄本などの証明書はどこで取得できるのか。

A08 戸籍関係の証明書は、原則として、その方の本籍地の市区町村役場でしか取ることができません。

なお、令和6年3月1日から、本人またはその配偶者及び直系親族の方の戸籍（除籍）謄本、改製原戸籍謄本のみ、本籍地以外の市区町村でも取ることができるようになりました（戸籍証明書の広域交付）。

法務省 戸籍法の一部を改正する法律について（令和6年3月1日施行）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

請求には、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。本籍地の市区町村役場が遠い場合は、郵送などの方法で請求することができます。お住まいの市区町村の役場や対応するコンビニエンスストアで、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを利用できる場合もあります。

戸籍関係の証明書に関する問い合わせは本籍地のある市区町村の役所の戸籍担当窓口（戸籍課、住民戸籍課など）にお問い合わせ下さい。

Q09 相続に関する書類は提出しているが、提出した書類について何が不足しているか分からぬ。

A09 相続関係の疎明資料に不足があり、相続人代表の特定ができていない債権者の相続人の方については、本件の法律家アドバイザーの弁護士事務所（桜川協和法律事務所）より、更生債権届出書に記載されている連絡先にお電話号させていただき、ご用意いただく書類についてご説明させていただく予定です。予めご了承下さいますようお願ひいたします。

Q10 債権者本人が亡くなっていたため、相続が発生し、相続人が複数いるが、遺産分割協議書の作成、戸籍等の取得には時間がかかる。

A10 本件に関する弁済を受けるために、相続人において遺産分割協議書を作成していただく必要はありません。相続人が複数いらっしゃる場合は相続人代表者を決めていただき、相続関係を疎明する必要書類（QA06・07・08参照）をご用意のうえ、法律家アドバイザー弁護士事務所までご郵送下さい（QA02参照）。相続人代表は、あくまで本件について手続きを進めるうえでの代表者であり、遺産分割の内容を決める遺産分割協議と関わりありません。

Q11 債権者本人が亡くなっていたため、相続関係を疎明する書類を送付するが、原本類は返却を希望する。

A11 返信用封筒を同封していただければ、疎明資料の確認が終わりましたら原本類は返却いたします。

Q12 債権者本人が亡くなっていたため、相続関係を疎明する戸籍等を取得しなければならないが、取得費用がかかるため、弁済金の受領については放棄を考えている。

A12 債権者が弁済金を受け取れない、または受け取りを拒否するなどの事情がある場合、更生会社は、当該弁済金を供託させて頂くことになりますので、ご了承ください。

Q13 振込先指定書を提出したが、姓の変更により指定した口座の名義が変更になった。どこへ連絡したらよいか。

A13 姓が変わったことにより、ご指定いただいた口座の名義が変更になった場合はカスタマーセンター（TEL099-216-3553）へご連絡のうえ、変更後の戸籍謄本と変更後の通帳の写しを法律家アドバイザー弁護士縣俊介宛までご郵送下さい（QA02参照）。

Q14 振込先指定書を提出したが、相続の発生により指定した口座が凍結されてしまった。

弁済金を受領するにはどうしたらよいか。

A14 カスタマーセンター（TEL099-216-3553）へご連絡のうえ、Q06・07・08記載の相続関係の書類をご準備のうえ、法律家アドバイザー弁護士縣俊介宛までご郵送下さい（送付先はQA02参照）。書類の確認がとれ次第、相続人の方へ改めて振込先指定書を送付致します。

＜お問い合わせ先＞

更生会社	更生会社株式会社エヌシーガイドショップ カスタマーセンター
電話番号	099-216-3553